

春季全国火災予防運動 3月1日(日)～7日(土)

【令和7年度防火標語】

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

◆火災予防の4つの習慣

- ・寝たばこは絶対しない、させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・火を使うときは、そばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

◆火災予防の6つの対策

- ・ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
- ・消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保する
- ・訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

◆住宅用火災警報器の設置と管理

消防法で、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。適正に管理しましょう。

▼消防本部予防課 ☎23-4074

防災行政無線を用いた 情報伝達訓練



地震や津波・武力攻撃などの発生に備え、全国一斉の訓練を行います。全国瞬時警報システムにより消防庁から全国に発信された訓練情報を、市内の防災行政無線や防災アプリから伝達します。

日時：2月6日(金)午前11時ごろ

▼防災対策課 ☎23-3548

寄付

次の方からご寄付をいただきました。
ご厚意に感謝します。

▼11月28日、シエンプレ株式会社 代表取締役 佐々木寿郎様から田原市企業

版ふるさと納税として、雇用の創出・就労促進(スマート農業の推進)のため、金一封。

▼12月12日、田原市文化遺産地域活性化

実行委員会 会長 長神利行様から地域の文化財の普及啓発のため、市内小中学校および図書館などへ冊子113冊。

▼12月12日、株式会社リンネ 代表取締役

おたけ 大嶽安奈様から「飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助制度」に対する支援のため、金一万円。

税

軽自動車税の異動届



軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車などを所有・登録されている方に課税される税金です。車両の譲渡・売却・盗難・廃棄・所有者の死亡などで、すでに使用や保有をされていない状態であっても、届け出を行わない限り「台帳上の所有者」として課税されます。

まだ届け出がお済みではない方は、3月中旬頃までに手続きをしてください。

【原動機付・特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車】

▼税務課 ☎23-3510

【軽一輪、小型一輪】

▼愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所

☎(050)55402049

【軽自動車】

▼軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所

☎(050)38161771

【お詫ごと訂正】

広報たはら1月号15ページ「たはらスナップ」の氏名に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
誤：吉井大和 ↓ 正：吉居大和

さやか行政書士事務所

農地転用・開発許可

外国人ビザ申請

その他行政手続

☎090-5601-1621

〒441-3627 堀切町瀬古畑1番1
✉ scrivener-sayaka@outlook.jp

お気軽に
ご相談ください♪

しその葉の結束・パック詰め 内職さん募集

年齢
問わず

時間
要相談

ご応募
お問合せ ☎0120-79-0094 ☎090-7300-5018 受付時間
8:00~17:00

もみやま
(有)グリーンファーム縦山
田原市八王子町道上99

未経験者
OK!

